

市税、使用料などの納付の猶予・減免について

被害状況により、災害発生後に納期限が到来する市税・料金の減免が受けられる場合があります。詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください（災害発生前にすでに納付されている場合は対象となりません）。

個人市県民税の減免 閩税務課 市民税係 Tel 64-1511

納税義務者の令和元（2019）年分の合計所得金額が1,000万円以下で、納税義務者またはその控除対象配偶者および扶養親族が所有する住宅（納税義務者またはその控除対象配偶者および扶養親族が常時起居する家屋）または家財の損害の程度が保険金等で補てんされる分を除き30%以上となった場合、令和2（2020）年度7月末納期限以降の税金の一部が減免されます。

また、事業の損失額が平年の事業所得の総収入額の30%以上（保険等で補てんされる金額を除く）となる時も、減免の対象となる場合があります。

■申請書提出期間 災害の発生した日から2カ月以内

固定資産税の減免 閩税務課 資産税係 Tel 64-1536

床上浸水により、居住されている住家の損害の程度が20%以上ある場合、令和2年度の税金の一部が減免されます。

■申請書提出期間 災害の発生した日から2カ月以内

国民健康保険税の減免 閩税務課 市民税係 Tel 64-1511

加入する被保険者の令和元（2019）年分の合計所得金額の合算額が1,000万円以下で、納税義務者または被保険者が所有する住宅または家財の損害の程度が保険金等で補てんされる分を除き30%以上となった場合、令和2年度7月末納期限以降の税金の一部が減免されます。

■申請書提出期間 災害の発生した日から2カ月以内

後期高齢者医療保険料の減免 閩健康づくり課 医療係 Tel 64-1527

被保険者等が災害によって居住する住宅がその価格の25%以上（保険金等で補てんされる金額を除く）の損害を受け、保険料の納付が困難となった場合、災害の発生した月から1年分の保険料の一部が減免されます。また、被害状況によって、保険料の徴収を猶予されます。また、医療費の一部負担金についても減免を受けられる場合があります。

■申請書提出期間 令和3（2021）年3月31日まで

介護保険料の減免 閩介護支援課 介護保険係 Tel 64-1555

介護保険第1号被保険者（65歳以上）またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害により、住宅、家財またはその他の財産についてその価格の30%以上（保険金等で補てんされる金額を除く）の損害を受けた場合、損害の程度に応じて保険料の一部が減免されます。また、介護サービス利用者負担額についても減免を受けられる場合があります。

■申請書提出期間 災害の発生した日から2カ月以内

国民年金保険料の免除 閩健康づくり課 国保年金係 Tel 64-1529

所有する住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により保険料の免除を受けることができます。

住宅・家財・住宅以外の建物・宅地・田畑等が流出、全半壊、浸水、土砂流入等の被害を受け、その損害が最も大きい財産に係る損害金額が、おおむね50%以上である場合、令和2年6月分から令和4年6月分までが免除の対象となります。

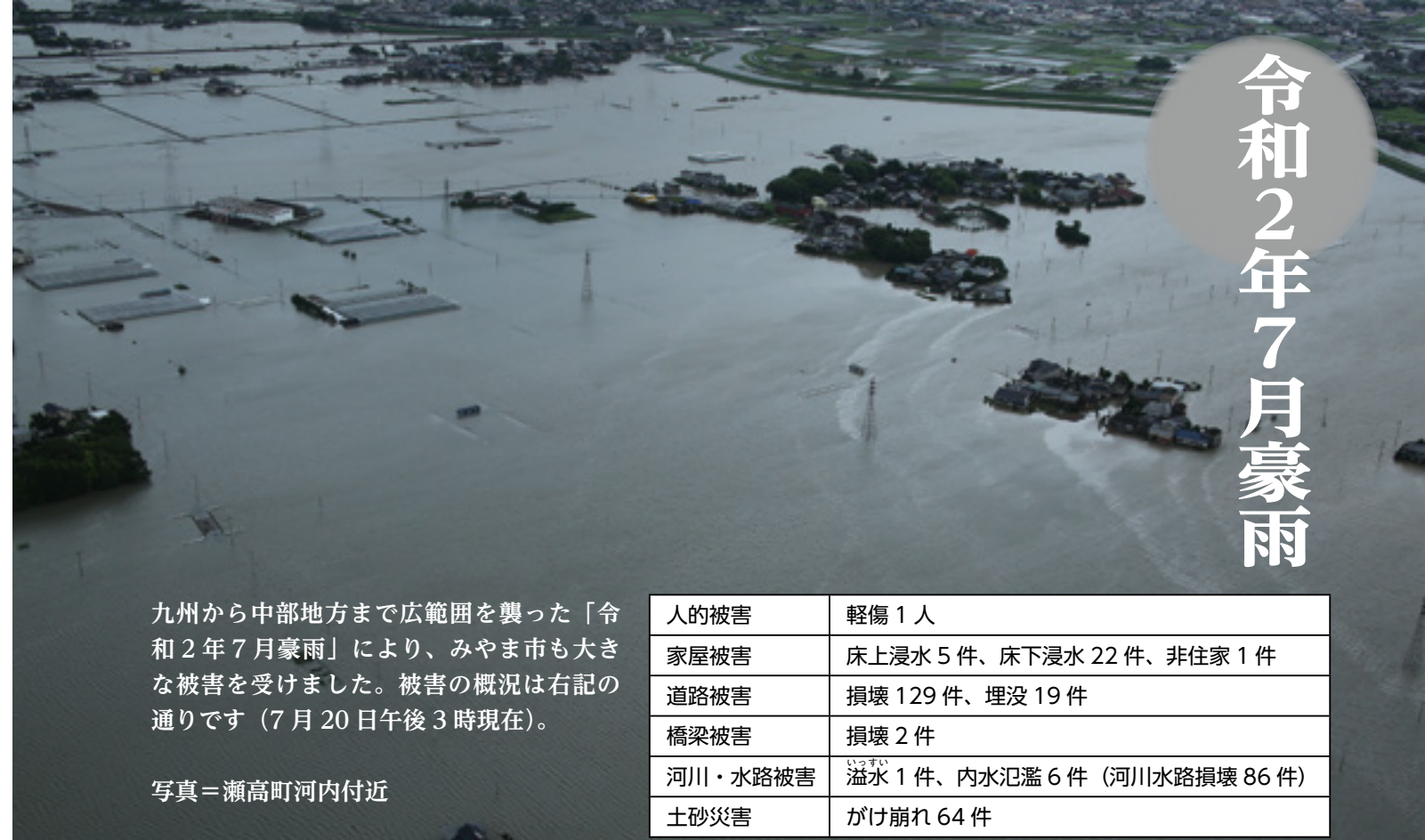
※免除承認された期間の保険料は、10年以内に追納しないと将来受け取る年金が減額されます。

国民健康保険被保険者の医療費一部負担金の減免 閩健康づくり課 国保年金係 Tel 64-1529

今回の災害により、被保険者が住宅に著しい被害（全壊、半壊、床上浸水以上）を受けた場合、医療費の一部負担金（窓口負担）の減免を受けることができます。

保育料の減免 閩子ども子育て課 子ども子育て係 Tel 64-1535

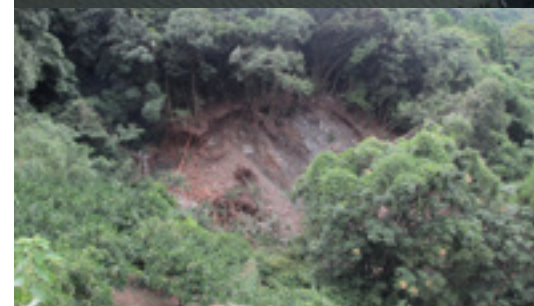
災害により住宅等に著しい被害（全壊、半壊、床上浸水以上）を受けた場合、保育料の減免を受けることができます。



九州から中部地方まで広範囲を襲った「令和2年7月豪雨」により、みやま市も大きな被害を受けました。被害の概況は右記の通りです（7月20日午後3時現在）。

人的被害	軽傷1人
家屋被害	床上浸水5件、床下浸水22件、非住家1件
道路被害	損壊129件、埋没19件
橋梁被害	損壊2件
河川・水路被害	溢水 ^{いっすい} 1件、内水氾濫6件（河川水路損壊86件）
土砂災害	がけ崩れ64件

写真＝瀬高町河内付近



▲土砂災害の現場



▲シート張りを行う消防団員



▲農作物も被害を受けました

各種支援制度のおしらせ

り災証明の発行

閩税務課 資産税係 Tel 64-1536

この度の災害で、居住されている住家について「床上浸水等」の被災を受けられた場合、市による被災家屋調査後、被害の程度および状況をもとに「り災証明書」を交付します。

■申請に必要なもの

- ①申請書（資産税係窓口備え付け）
- ②被災写真（浸水箇所・浸水の高さが判断できるもの）
- ③本人確認書類（運転免許証等）
- ④委任状（本人・同居の家族以外の方が申請する場合）

※「り災証明書」の申請書等については、みやま市ホームページにも掲載しています。



NHK放送受信料の免除

閩福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 Tel 64-1518

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約が対象です。免除の期間は令和2年7月～8月までの2カ月間で、り災証明書の写し（コピー）が必要です。

福岡県災害見舞金の支給

閩福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 Tel 64-1518

床上浸水以上の被害および重症のけがを負われた方（1カ月以上の要治療見込み）に対して見舞金が支給されます。

■申請に必要なもの

- ①床上浸水以上…り災証明書の写し（コピー）、重症のけが…診断書②預金通帳（被災世帯主または重傷者本人）
- ③印鑑④本人確認書類（運転免許証等）

みやま市災害援護資金の貸付

閩福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 Tel 64-1518

世帯主がおおむね1カ月以上の負傷または、家財・住宅などの被害に応じて世帯主に対して貸付を行います。ただし、所得制限と被害の程度による限度額があります。

みやま市災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

閩福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 Tel 64-1518

災害により死亡した方、負傷し障がい（両眼失明、両下肢をひざ関節以上で切断など）となった方に弔慰金・見舞金が支給されます。